

鎌倉療育医療センター小さき花の園 面会規程

1. 目的

本規程は、入所者の療養生活の質の向上および尊厳の保持を図るため、入所者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当園は、入所者と家族等との交流が入所者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会頻度

制限なし

4. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

(1) 平日・休日ともに

10時30分～12時00分

14時00分～16時00分

※第1病棟：休日は午後のみ

診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

5. 面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする

- (1) 面会人数は、1回につき3名までとする（4名以上の場合は交代制とする）。
- (2) 家族以外の同伴は1名まで可とする（事前に家族からの連絡を必要とする）。

6. 面会者

面会者は原則として次の者とする。

- (1) 原則として家族または後見人とする
- (2) 家族から事前承諾のある家族以外の者

※ 家族以外の者のみの面会については、初回は家族同伴とし、2回目以降は家族からの事前連絡により可とする。

- (3) 年齢10歳以上であり、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者とする

7. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱（37.0℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、職員が面会を控える必要があると判断した場合

8. 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 居室
- (2) 病棟内のプレイルーム等
- (3) 園内の共有スペース（玄関ホール、食堂談話室、元気ルーム前フロア）
※3階は別事業所のため共有スペースに含めない
- (4) 園敷地内（散歩については事前調整）

9. 面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ①面会者は、入り口にて健康チェック表を記入する。
- ②病棟スタッフは、健康チェック表の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。

10. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること

11. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 家族の飲食
- (2) 他入所者との交流
- (3) 他入所者の居室への立ち入り
- (4) 他入所者等への無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 職員の指示に従わない行為

12. 面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の感染症、病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合。
なお、面会制限は必要最小限とする。

13. 面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

14. 代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

15. 周知

本規程の内容は、院内掲示およびホームページ等を通じて利用者および家族へ周知する。

16. 感染症流行時等の対応

園内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、入所者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、幹部・管理会議および院内感染対策委員会の判断により決定する。

なお、病状説明、重症者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

17. 規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで幹部・管理会議の承認を得て決定する。

本規程は 2026 年 8 月 1 日より施行する。